

## マイナ保険証について

令和6年12月2日から従来の健康保険証が廃止され、マイナ保険証による病院の受診になりますので簡単にご紹介します。(協会けんぽの【事業所ご担当者様用】健康保険証とマイナンバーカードの一体化(マイナ保険証)に関する制度説明資料から抜粋しております。HP)



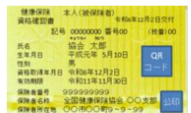
### 1. 経過措置について

#### 従来の保険証の経過的取り扱い一覧

	マイナ保険証	従来の保険証			
	使用	使用	新規発行	退職時等の回収	自己廃棄
R6.11.29まで	可	可	可	必要(従来通り)	不可(従来通り)
R6.11.30~R7.12.1	可	可	不可	必要(従来通り)	不可(従来通り)
R7.12.2以降	可	不可	不可	不要	可

### 2. マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書について

(マイナ保険証をお持ちの方は、①②のみが対象となります。)

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法	プラス面	マイナス面
①	マイナ保険証	・マイナンバーカード 	・マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	・カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき	・医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	・薬剤情報などを正確に医師・薬剤師と共有することで、よりよい医療が受けられる ・「限度額適用認定証」「高齢受給者証」が不要 ・マイナポータルで医療費通知情報を入力でき、確定申告が簡単にできる など	・マイナンバーカードを保険証として利用できるようにする登録作業が面倒 ※当初1回のみ作業になります。
②	資格情報のお知らせ	・紙製カード型 	・資格取得時に自動送付(R6.12.2以降) ・既加入者には令和6年9月(一部の方は令和7年1~2月)に送付予定 ※マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能	・カードリーダーが使えない場合に医療機関等を受診するとき	・マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関等に提示(資格情報のお知らせのみでは受診不可)		
③	資格確認書	・従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色) 	・新規加入者は原則資格取得届提出時に申請(R6.12.2以降発行可) ・既加入者はマイナ保険証をお持ちでない方やマイナンバーが未登録の方などに職権で発行(R7.12.2以降発行可)	・マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診するとき	・医療機関等に提示	・従来の保険証と同じ感覚で使える	・有効期限がある(最長5年) ・「限度額適用認定証」「高齢受給者証」の発行手続きや持参が面倒 ・薬剤情報などを医師等に申告する必要がある、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクがある ・確定申告前に医療費通知の発行を受ける必要がある

### 3. マイナンバーカードの取得およびマイナ保険証の利用登録について

マイナンバーカードの取得	マイナ保険証の利用登録
オンライン申請(パソコン・スマートフォンから)	医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で行う
郵便による申請(手書きの申請書から)	セブン銀行ATMから行う
まちなかの証明写真機からの申請	マイナポータル(スマートフォン)から行う

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ [arcept-th@clear.ocn.ne.jp](mailto:arcept-th@clear.ocn.ne.jp)

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

